

# 中山間地域等一覽

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算) <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span>			
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
平田市	鰐淵村	○山村振興法第7条第1項	出雲市	稗原村		○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項 ○半島振興法第2条
佐田町 (全域)	(東須佐村) (西須佐村) (窪田村) (乙立村)			朝山村 乙立村 園村		
多伎町	田儀村 富山村		平田町 灘分村 国富村 西田村 久多見村 檜山村 東村 北浜村 佐香村 伊野村 久村			
従来どおり			多伎町	田岐村		
			大社町 (全域)	(大社町) (荒木村) (遙堪村) (日御碕村) (鵜鷺村)		

出雲市

中山間地域等

特別地域加算対象地域  
(以下地域に所在する事業所は、15%加算)

特別地域加算対象地域以外の中山間地域等  
(以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)

特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)				
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令	
従来どおり						十六島 野郷・地合 三代 吉野 城川 橋波 佐津目 毛津 小田 日御碕 鵜鷲 畑 阿宮	○辺地に係る公共的 施設の総合整備の ための財政上の特 別措置等に関する 法律第2条第1項

出雲市

従来どおり

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算